

平成30年9月定例会 経済文教委員会委員長報告

28番 佐藤 久美子でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、経済文教委員会に付託されました議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

経済文教委員会に付託されました6件の議案につきましては、全て原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第94号 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例について申し上げます。

本議案は、長野市社会教育委員会議からの答申などを受け、公民館施設の利用における制限を緩和し、地域の拠点施設として、より地域活動に活用できるように、4施設をモデル的に交流センターへ移行するためのものです。この移行により、社会教育法に基づく施設から地方自治法に基づく施設へと変更されるものの、市長からの事務の補助執行を受け、引き続き教育委員会が交流センターを管理していくとの説明がありました。

長野市交流センターへの移行に当たっては、本条例案第2条の設置目的にのっとり、長野市交流センターが住民により使いやすい施設となるよう努めるとともに、引き続き生涯学習推進の拠点施設としての役割を担うよう要望いたしました。併せて、モデル施設の利用者及び住民の意見を踏まえ、試行についての丁寧な検証を行うよう要望いたしました。

次に、文化スポーツ振興部の所管事項について申し上げます。

今後の長野市芸術館の運営についてであります。

久石芸術監督は、「日常に芸術を、音楽を」をテーマに、これまでアートメントNAGANOやナガノ・チェンバー・オーケストラなどによる取組を進められてきましたが、この度の退任の意向を受け、今後の長野市芸術館の取組に対して憂慮している、

との意見が出されました。一方で、今まで実施してきた取組や成果を生かした更なる事業展開に期待している、との意見も出されました。

については、長野市文化芸術振興財団とより密接に連携し、市民に寄り添い、市民を巻き込んだ長野市芸術館の運営に努めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

請願第19号 主要農作物種子法に代わる公共品種を守る新たな法律を作ることを求める意見書の提出を求める請願、及び請願第20号 主要農作物種子条例の制定を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

以上2件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「参議院の附帯決議がなされた後に、附帯決議と相入れない農林水産事務次官通知が出され、附帯決議の内容が守られるか懸念がある。主要農作物の種子を守るために、新たな法律、条例の制定が必要である。」、「県が条例制定を検討しており、その動きを後押しするためにも意見書を提出すべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「種子法は、農業の民間活力の活用や国際競争力を阻害していた一面もある。種子法廃止により心配された内容については、県が予算を付けてしっかり取り組んでいる。」、「3月定例会において全会一致で意見書を提出しており、県は基本要綱を策定し条例も検討中であるため、もう少し進捗状況を注視したい。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。